

労働契約法の一部を改正する法律案要綱

一 労働契約の原則（第三条第二項関係）

労働契約は、労働者及び使用者が、労働者の職務の価値の適正な評価を踏まえ、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

二 施行期日（附則関係）

この法律は、平成三十一年四月一日から施行すること。